

化学設備において製造し、又は取り扱う危険物の量に関する労働大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件 新旧対照条文

- 昭和四十七年労働省告示第百十四号（化学設備において製造し、又は取り扱う危険物の量に関する労働大臣が定める基準を定める件）
(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
労働安全衛生規則第二百七十三条の三第一項及び別表第七の三の項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準	第一条 労働安全衛生規則第二百七十三条の三第一項の特殊化学設備において製造し、又は取り扱う危険物等の量に関する厚生労働大臣が定める基準及び同令別表第七の機械等の種類の欄の化学設備（配管を除く。次条において同じ。）において製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が六十五度以上の物の量に関する厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。	第一条 労働安全衛生規則第二百七十三条の三第一項の特殊化学設備において製造し、又は取り扱う危険物等の量に関する厚生労働大臣が定める基準及び同令別表第七の機械等の種類の欄の化学設備において製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が六十五度以上の物の量に関する厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。		

(表 略)

(表 略)